

令和7年度富士市こども誰でも通園事業のご案内



- ◎子育ての不安や悩みがあれば、保育士からのアドバイスを受けることができます。
- ◎園の保育士や他のこどもたちと接することで、こどもたちの成長に良い影響をもたらします。
- ◎保護者が働いていなくても（理由を問わず）月10時間まで利用できます。

実施期間

令和7年6月から順次開始（土日祝除く）

対象

0歳6か月～満3歳未満の富士市在住の保育園等※に
在園していないこども

※保育園等…保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育施設

利用可能 時間

こども1人につき、月10時間まで

※施設により1回あたりの利用可能時間が異なります。
※月10時間を超えての利用はできません。

利用料金

利用料 1時間につき、300円

※給食費等その他実費負担については、各園にご確認ください。
※利用料減免については、裏面をご覧ください。



利用申込

予約サイトからお申込みいただけます。

※利用に必要なアカウントは保育幼稚園課で発行します。
※詳細については、裏面をご覧ください。



実施施設

市ウェブサイトにて最新の情報を公開しています。

※施設によって、利用開始時期、実施方法や受入年齢、定員が異なります。

【市ウェブサイト】



利用の流れ、利用料減免については、
裏面をご確認ください

URL:<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kenkou/c0201/kodomodaredemo.html>

○利用の手順

利用申請

下記2次元コードより申請する。(https://logoform.jp/f/Fbtmy)

※アカウント発行通知は登録したメールアドレス宛に2営業日以内に送信します。

※利用予約前に事前面談必須となりますので、余裕をもった申請をお願いします。

※令和7年5月の申請については、アカウント発行通知を5月16日以降に登録したメールアドレス宛に送信します。

事前面談

発行されたアカウントで予約サイトから利用を希望する施設の事前面談を予約する。

※安全に保育を行うため、アレルギー等の聞き取りを行います。

利用予約

予約サイトから事前面談済の施設の利用予約を行う。

利用

利用日に施設に向かう。

※施設に持ち物を確認して用意をお願いします。

※予約時間外の入力は行っていないため、予約時間確認後、ご利用ください。

支払い

施設で利用料を支払う。

※施設ごと支払方法が異なります。



○利用料減免について

【対象者】

下記要件①～④のいずれかに該当する保護者

①生活保護世帯

②市町村民税非課税世帯※

③市町村民税所得割額合算額77,101円未満世帯※

④その他、市長が特に支援が必要と認めた世帯

※ こども誰でも通園事業の利用日が4月から8月までの場合は前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月までの場合は今年度の市町村民税所得割額により判定します。

※ 減免申請については、市ウェブサイトのフォームより行ってください。

※ こども一人あたりの負担軽減上限額については、市ウェブサイトをご覧ください。



【利用申請はこちら】



【事業に関するお問い合わせ先】

富士市役所こども未来部保育幼稚園課（市役所4階南側）

電話番号：0545-55-2928

※保育幼稚園課では制度説明および利用者アカウントの発行のみ行っています。

